

生産緑地に関し市等が買い取る場合の  
権利消滅の同意について

年 月 日

富田林市長 様

下記の生産緑地の買取り申出にあたり、当該土地に存する所有権以外の次の権利について、生産緑地法第10条の規定に基づき、同法第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として、当該権利を消滅させることについて同意します。

権利の種類	権利者住所	権利者氏名	実印

記

所在及び地番	地目	地積 (㎡)	買取り申出をする者	
			住所	氏名
富田林市				

備考

※この書類は、生産緑地の買取り申出をする際に、賃借権等の所有権以外の権利を有する者があ  
る場合において、富田林市又は他の地方公共団体等の買い取る旨の通知書の発送を条件として、  
当該権利を消滅させることについて、その者の同意を得るためのものです。

必ず、当該権利者全員の同意が必要ですので、権利者全員を記載し、それぞれ実印押印のうえ、  
全員の印鑑登録証明書、法人にあっては印鑑証明書と資格証明書を添付してください。

※申出地によって権利者等が異なる場合、それぞれの申出地で書類を作成して下さい。

※権利者について相続未登記又は小作名義未変更の場合は、相続関係がわかる書類を添付して下  
さい。